

懸案事項

作成者：検証委員会

懸案番号 16	平成 30 年 1 1 月 2 6 日	発言者	検証委員会（罰則委員）	
	締切 1 2 月 1 7 日	担当者	水処理技術委員会	
懸案事項	美濃設備(株) 中切地区農集 現着 9 0 分オーバー罰則について。			
調査	<p>1 2 月 1 0 日 現地の測定調査を行う。（水処理技術委員長、検証委員長）</p> <p>1. 会社から中切地区農集施設まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 距離・・・約 3 5 k m ・ 所要時間・・・6 5 分（法定速度） ・ 信号の数・・・4 本（2 分） <p>2. 上記 同様条件に近い業者は他にもあり 9 0 分以内に現着をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例) (有)梅村総業 三友地区農集施設 			
調査結果	<p>* 緊急警報とは緊急を必要とし未然に事故を防ぐ為にあり、それにより一刻も早く現地に行く必要がある。</p> <p>遠距離施設に対しては、各社体制を工夫して最低 9 0 分以内ルールを守っている。</p>			
検証結果	美濃設備(株) 中切地区農集 ルール現着できる社内体制を組む。			

理事長	部会長	検証委員長
月 日	月 日	月 日